

研究

## 小城藩主鍋島直能と朱舜水

中尾友香梨

## はじめに

小城藩二代藩主鍋島直能なべしまなおよし（一六二二～一六八九）は、京都の公家衆や皇族と親密な交わりをくり広げる傍ら、江戸では幕府の漢学を司る林家及びその門人たちと親しく交遊し、また長崎に渡来した明の遺民や黄檗僧たちとも積極的に交流した。

本稿では、反清復明運動に敗れて日本に亡命し、のち徳川光圀に招聘されて江戸や水戸の儒学者たちに影響を与えた朱舜水（一六〇〇～一六八二）との交流について、書簡を中心に見ていくことにする。直能の書簡は残っていないが、舜水の書簡が『舜水先生文集』巻三（正徳五年「一七一五」刊）に三篇収められており、朱謙之整理『朱舜水集』（中華書局、一九八一年）は文集に句読点をつけたものを載せている。ただ当初文集に収められる際、日付が省略されたため、書簡の成立順がわかりにくくなっている。本稿では独自に内容を精査して、最も早い時期のものは文集の「与鍋島直能書三」、その次が「（同）一」、最後に書かれたのが「（同）二」であると判断した。それぞれの具体的な成立時期についても、以下の論述の中で明らかにする。

直能は舜水に下川三省の育成を依頼しており、このことについてはつと

に朱全安氏による「江戸前期における生きた漢語の摂取に対する林家の姿勢―寛文期を中心に―」<sup>1)</sup>及び「藩儒下川三省の登用にみる小城藩漢学教育の端緒」<sup>2)</sup>などによって指摘されている。朱氏の研究は、江戸前期における中国語学習の実態を説明するのが目的であり、その事例として舜水のところで学んだ下川三省のことを取り上げている。その中で直能と舜水についてもふれているが、そもそも二人の交流の実態を説明するのが目的ではないため、深く掘り下げて論じてはいない。また、直能と舜水の交流のきっかけ及び舜水の書簡の解釈をめぐることは、朱氏の論文と本稿では見解が大きく異なる。ほかに舜水の書簡が記された経緯や時期などについても見解の異なる部分が多々あるが、紙幅の都合により一つずつ詳細に記すことは避ける。

## 一 交流のはじまり

では、『舜水先生文集』に収められた三通の書簡のうち、もつとも成立が早いと目される「与鍋島直能書三」から見ていくことにしよう。冒頭に次のようにある。

某それがし、中原の大故かかに罹り、貴国に適ゆきて以て全ひそきを求む。私おまかに謂え

らく、貴国は幅員広大、物産富饒にして、必ず賢明の君有り、必ず義を好む主有り、古道もて鑑衡（評定）し、必ず將に庇佑（庇護）あらんとす、と。是を以て家人婦子に謀らず、才身（单身）もて長往す。適たま厳禁に当たり、通播（逃亡）して去来す。昨年果たして破格の留止を蒙り、慰藉加わること隆なり。（原漢文、（ ）中は筆者による。以下同）

「中原の大故」は言うまでもなく明が清に滅ぼされた王朝交代。「幅員」は土地の広さ。「長往」は去つて帰らないこと。「適たま厳禁に当たり、通播して去来す」とは、日本が「鎖国」中であったため長期滞在できず、長崎と東南アジアを転々としたことをいう。

そして傍線部は日本在留が特別に認められたことをいう。舜水の在留が認められた経緯については、石原道博『朱舜水』（吉川弘文館『人物叢書』一九六一年）に長崎奉行黒川正直の建議と小城藩主鍋島直能の同意を得てはじめて実現したとあり、以来この説を踏襲する論文や書籍は多い。朱全安氏も石原説をもとに、直能と舜水の交流のきっかけをこの一件に求めた<sup>④</sup>。石原説のとは、清末の学者、梁啓超の「朱舜水先生年譜」にある。

梁氏は舜水の日本在留について「卒に長崎鎮守黒川正直の建議を以て、薩摩侯鍋島直能の同意を経、朝旨を得て留まるを許さる」（原漢文）と推定した。そして「鍋島直能の同意を経」た根拠として、右の書簡の傍線部をあげ、「是れ留まる事、又た鍋島の主持を得るなり。鍋島は薩摩侯たり、長崎は薩摩の領土たり、其れ必ず此の程序を経るも也た固より宜なり」（原漢文）と説明した。長崎を薩摩の領土とみなし、鍋島直能を薩摩藩主である誤解したがゆえに、舜水の長崎在留には直能の同意が必要であったと解釈

したのである。したがって久しく踏襲されたこの説は根拠を失ってしまった。書簡の傍線部は必ずしも直能個人への謝意を述べたものではなく、あくまでも事実を述べたに過ぎないものと解釈できる。

舜水は日本在留が決まったときのことを、柳川の安東省菴に宛てた書簡の中で次のように記している。

初一日、黒川公、崎に到れり。初二日の辰の刻、不佞、往きて黒川公に謁す。（略）伝諭す、江戸の事、已に稟明し、不佞が日本に留住する事、已に定まる、と。（略）此れ皆な賢契（貴兄）の懇々憊々なるが故に、清田・筑後屋の二公、力賛して成れり。若し賢契が平日の徳行言語、以て人を服するに足るに非ざれば、則ち二公も亦た敢えて斗胆なること此くの如からず。此の後、波濤の險無く、意外不測の慮無し。皆な賢契の賜う所なり。兩日、奔走して足力疲るること甚だし。刻下即ち当に趨きて清田公に謝すべきも、賢契の憊々として懸注するを恐るる故、潦草として此れを作りて報じ奉る。諸尽さず。十月初二日、燈下に草して致す。

黒川公は長崎奉行の黒川正直。「不佞」は自己の謙称。「伝諭」は勅諭を伝えること。「稟明」は明らかに申告すること。江戸より帰崎した奉行から、日本在留を認める幕府の決定を直接伝えられたことが記されている。そしてこれはひとえに、省菴が真心を尽したがゆえに、清田と筑後屋の二人が力を貸してくれたおかげである、と感謝を述べている。清田は長崎の町人でのちに貸物宿老や常行司などの町役人を務めた清田安右衛門、筑後屋は同じく長崎の町人で問屋を営んでいた筑後屋長兵衛のことである。

「斗胆」は胆や度量が大きいさま。もし省菴の日頃の言動が十分に人を心服させるものでなかったならば、二人もあえてここまで大胆に力を貸してくれることはなかったはずである、と舜水はいう。

清田と筑後屋が具体的にどのようにして力を貸してくれたかははっきりしないが、町人たちが奉行の監視の下で自治体制を形成して行政を担っていた長崎において、人脈と財力を握っている二人の存在感と影響力は大きかったはずである。おそらくは直接または間接的に長崎奉行に働きかけて幕府に申告させたのであろう。一方、松浦章氏は「長崎御役所書留」の「覚」書にもとづき、舜水の日本在留は唐通事や在宅唐人たちの嘆願により実現した可能性を指摘する<sup>7)</sup>。いずれにしても小城藩主鍋島直能がこの一件に関与した可能性はきわめて低いのである。

では、「与鍋島直能書三」はいつ頃に記されたものであろうか。舜水が最終的に長崎に流寓したのは万治二年（一六五九）冬であるが<sup>8)</sup>、幕府から正式に在留が認められたのは寛文二年（一六六二）のようである<sup>9)</sup>。したがって舜水が幕府の決定を長崎奉行から伝えられたのは寛文二年十月二日であり、本書簡が成立したのは翌三年のはずである。続いて、本書簡がしたためられた経緯について見よう。末尾に次のようにある。

儼然として命（使者）を使わして曲に慇懃を致せば、蓬戸は裏蹄の光に燦き、陋巷は干旄の賁に詔し。却回せんとするも不恭の罪を冒すことを懼れ、登拜せんとするも実に無功の羞を懐う。風土既に殊なれば、礼宜（礼誼）も或いは異ならん。摠趨（参上）の意を切にすと雖も、傾慕の誠を専らにし難し。先に荒絨を達し、已て神速に同じくす。

「蓬戸」はヨモギで編んだ戸、転じて貧者の住まい。「裏蹄」は馬蹄の形に鑄た金、転じて金銀。「陋巷」はいぶせく狭い巷、転じて貧者の住む街。「干旄」は旄牛の尾の毛を竿の上につけた旗、転じて貴人が礼を盛んにして賢者と会うことをいう。「賁」は美しい飾り。「荒絨」は自己の書簡の謙称。直能が舜水のところに使者を遣わして挨拶を述べると同時に金銭を届けており、舜水の書簡はその礼状としてしたためられたことがわかる。

では、直能が舜水に急接近した動機は何だろうか。前述したように当時、舜水のことはずでに幕府に伝えられており、直能は幕府の漢学を司る林家及びその門人で幕府の儒官に抜擢された人見竹洞と昵懇の間柄であったので、舜水のことはずと知っていたはずである。舜水のところに使者を遣わした翌年、直能は一人の少年を舜水に入門させた。当時のことを舜水は次のよう記している。

初六日、加賀守（直能）、一童子を遣わし来たりて、門下に拜せしめ、此に就きて学問せしむ。此の童を看るに、氣宇頗る沈靜にして、頗る教うべきに似たり。姓名は下川三省、已に四書五経、文選、左伝、三体詩、山谷集を読むと。大約是れ説讖（うそ）ならず。能く詩を作ると云うも、亦た未だ嘗試せず<sup>10)</sup>。

下川三省と称するこの少年は当時十五歳、身分は小頭（侍と徒士の間位置する身分）の子であった<sup>11)</sup>。舜水のところに来たときはすでに四書五経、文選、左伝、三体詩、黄庭堅の詩文集を読んでおり、詩も作ることができるという。まだ藩校のない時期に、具体的に誰から学問の手ほどきを受けたかは詳らかでないが、当時の小城藩の漢学の水準を示す。ただ、侍

の子弟でもない三省が拔擢されて遊学に出されたのを見れば、これが平均的な水準というよりは、三省が突出して優秀であったことが推測される。

しかし舜水の目は厳しかった。後述するように、直能のために撰した「伯養説」（伯養は直能の字）の中で舜水は、「余が門の弟子下川三省は、寒峻しゅんの子にして、僅かに能く俗に随いて数巻を咕嗶しゅうのつ（読誦）するのみ。頭角の崢嶸そうこうたるもの有るに非ざるなり」と記した。むしろ「伯養説」は、自分の低い子にも才能を伸ばす機会を与えた藩主直能の仁徳を称えるために、このような書き方をしたであろうが、舜水から見ると三省の漢学の基礎と才知がけっして優れたものではなかったのは事実であろう。ただ傍線部からわかるように、舜水は三省の沈静な気質と教えれば伸びるかもしれないという可能性に期待した。

同年十二月三日付の安東省菴宛の書簡の中で、舜水は再び三省についてふれている。

三省は穎悟えいごなるも、亦た中人なるのみ。其の気質の温雅なるを喜びて、已に一月に及ぶも、未だ一見を望まず。其の跳躍頑梗ちやうやくがんていの意も、亦た能く事を解すること少なし。倘もし此れに循したがいて変わらざれば、将来、成すこと有るべ（からず）。其の初めて父母を離るるを以て、目下待つこと甚だ（寛が）□なり。<sup>13</sup>

「跳躍」は気ままに振る舞うこと。「頑梗」は頑固。「将来、成すこと有るべ（からず）」は、原文では「将来□可有成」と虫食いのため判読不能の箇所があるが、前後の文脈を考えると否定を表す言葉が来るのが自然であるためこのように読んだ。三省は賢い賢いが、あくまでも中間レベルであ

るといふ評価は、前述の「伯養説」のそれと一致する。ただ彼の温雅な気質が気に入って、すでにひと月ほど教えてきたが、これといった見識は一つ期待していない。気ままで頑固な心も、事理をさとることが少なく、このままで変わらなければ、将来を期待できない。ただ初めて親元を離れているゆえ、目下とりあえず甚だ（寛容に）接している、と舜水はいう。「甚」の後も虫食いで一字が判読不能であるが、前後の文脈を考えると「寛」またはこれに似たニューアンスの文字が来るべきであろう。ちなみにこの一段落の解釈をめぐっては、朱全安氏の論文と本稿では見解が大きく異なる。<sup>14</sup>

以上をまとめると、舜水の三省に対する評価は初めから厳しかったが、なるべく寛容に接していた。三省の温雅な気質が気に入ったのもあるが、三省がまだ幼く、初めて親元を離れていることに対する配慮もあり、なお重要な藩主直能が誠意と礼を尽くして三省の育成を頼んだからであるう。

## 二 下川三省の江戸行きをめぐって

翌寛文五年（一六六五）春、舜水は徳川光圀の招きにより江戸へ移ることが決まった。そこで三省をどうするかという問題が出てきた。このことについて、まず舜水が安東省菴宛の書簡に記した内容を見てみよう。

別れて後十六日、肥前の使者至る。加賀守、水戸上公の相い延まねくを以て、敢えて三省をして随行せしめず。加賀守、三月望の間に入観にゅうくわんすれば、三省を携えて東武に至り、上公に稟もうして曰い、而後敢えて来たら

しめんと欲す。不佞、力めて甚だ便ならずと言うも、廿五日、已に使者と同一に帰国す。未だ果たして来たるや否やを知らず。若し来たらざれば、則ち此の子、誠に惜しむべきなり。心中、甚だ為に忍びず。然るに事柄は他人に在れば、之れが為に主張する能わざるなり。加賀守、金拾両を送る。不佞、敢えて受けず。三省謂う、先生此の金を受けざれば、則ち門生来たる能わず、と。故に之れを受く。今日、三省の母已に故すを聞く。此れ三省の継母なり。三省、愛を其の母に失う。故に連年、俱に外出す。因りて嘆く、此くの如き児、吾れ之れを愛すること子の如きも、而るに其の母の歡心を得る能わず、継母は真に別の一肺腸なり、と。世人も亦た以て感動すべし。

江戸に上る舜水に三省を随行させることを、直能が憚つたのがわかる。三月中旬の参府に合せて、先に自分が三省を江戸へ連れて行き、光圀に許可をもらおうとしたのである。舜水は反対したが、とりあえず三省は舜水の元を離れ、使者と一緒に帰国した。傍線部からわかるように、舜水はすでに三省に対して愛惜の念を抱いており、再び学びに来られないことを心配した。また、三省が母親の愛情を受けていないことをも不憫に思った。しかし決定権を握っているのは直能である。そこで直能を説得するために書いたのが「与鍋島直能書一」である。次の記述から見よう。

去冬、命を承くるに下川三省を委ねらるを以てす。此の子、温厚淳謹たり。僕は其の大きいに成る所有るを望む。此れ下僚の子たるも、而れども台下能く其の教うべきを知る。即い閭閻なるも通情無し。是れ台下の明なり。其の父、力薄く、其の子を教うるに能わず。而して台

下、事事之れが為に経営す。且つ其れをして俯仰にも虞うること無く、以て志を学に専らにするを得しむ。是れ台下の仁なり。世に誠に英才乏しからず。但だ未だ仁明の君、台下の如きなる者有らず、故に多く之れを泥塗の中に棄つるのみ。

三省は下級藩士の子であるにもかかわらず、直能がその才能を見出し、一切の面倒を見ている。そのおかげで三省は何の憂いもなく学業に専念できしており、これはひとえに直能の仁徳によるものである。世の中には才智ある人間が少なくないが、直能のような明君がいなかったために、その多くはただ才能を埋没させられてしまふ、と舜水はいう。書簡の続きを見よう。

夫れ賢才は固より国に君たるの重宝なり、而れども世の諸侯・守相は、金錢の府庫に溢れ、幣帛の封樁に腐れども、或いは玩好に耽悦し、或いは意を声色狗馬に馳せ、人材を培植するに至りては、則ち其の一毛を落とすも肯んぜず。台下の此くの如き挙動、固に一世の豪なり。僕、日夕此れを以て三省を奨励す。且し台下、今日身自ら之れを樹ゆれば、異日身自ら之れを食せん。固より益無きには非ず、特だ世人に此の遠見無きのみ。

賢才は君主が国を治めるための宝である。しかし世間の諸侯や官吏たちは、財産がありあまって自分の享樂ばかりを追求し、人材を育てることにはほんの少しの出費さえも惜しむ。そういう中で、直能が取り組んでいること（人材育成への投資）は、豪邁そのものである。自分は毎日このこ

とをもって三省を激励している、と舜水は述べる。そして殿様がいま人材を育てておけば、将来きつとその恩恵に与る日が来るであろうと励まし、世人にはそのような遠大な見識がないことを嘆く。こうして舜水の筆は、まず直能の賢明さを称え伏線を張った上で、いよいよ本題に入る。

時下、僕に水戸上公の議有るを以て、矜慎に過ぎ、呼びて帰国せしめんと欲し、又た云う、先に携えて江左に往かんと欲すと。並びに翰札無く、但だ使臣の口伝に憑るのみ。僕は敢えて遵奉せず。若し果たして此の意有らば、亦た未だ計の得と為さざるなり。台下、僕の不肖を知らずして、此の子を遣わして遠く来たりて学に就かしむ。既已に誤りて之れを始むれば、便ち当に誤りて之れを終うべし。今日、何の所見にして去らしむ。若し先に江戸に至りて僕を候つと云わば、此れ万々にして必ず之の理無きなり。是れ其の入るるを欲して先に之れを門に拒むなり。水戸上公は至公無私の盛挙を以てし、而して三省は又た旧冬来学の弟子なり。即使い善く怒るも、虚舟の触るるには怒らず。況んや上公の賢明は通国に聞こゆるをや。樹を種えて其の根を揺り、其の膚を搔くは、其の樹を愛せざるには非ざれども、然るに以て樹を生う所の道には非ざるなり。惟わくは高台の始終に之れを玉成せんことを。

舜水が光圀に招聘されることを受けて、直能が三省を国元へ呼び戻し、先に江戸へ連れて行くのは、慎重すぎるといい、しかも書簡ではなく使者による口伝だけで連絡して来たので、自分は従わないと断る。そして、もし本当にそう思うのであれば、それは得策ではないと説得する。

自分（舜水）の愚かさを知らずに三省を送ってきたのだから、間違いで始めたことは間違いのまま最後まで全うすべきであると、自虐も交えながら、今更どういうつもりで三省をつれ戻そうとするのかと問い詰める。三省を先に江戸に連れて行き、自分（舜水）が来るのを待たせる、というのも理になっていない話であり、それはまるで人を家の中に入らせようとしながら、先に門の外に拒むようなものであると酷評する。

光圀は公正な心で立派な事業（学校や聖廟の創建）を成し遂げるために自分を招こうとしており、三省は自分の門弟なので、自分が直接江戸に連れて行っても問題はないはずである、と舜水はいう。傍線部は『莊子』山木篇の「舟を方べて河を濟らんとするに、虚船の来たりて舟に触るる有れば、偏心有るの人と雖も怒らず」をふまえた表現であり、虚心坦懐であれば人の気分を害することは無いという意味を表す。三省を江戸へ連れて行くのは、後ろめたいことではないので、光圀も目くじらを立てるはずはないという。なお人材育成を、樹を育てることにとえ、樹を植えたならばその樹がしっかり成長するまでそっとしておくべきであり、根を揺さぶったり皮を搔いたりして動揺させてはいけなとし、どうか三省を立派な人材に育てることを全うしてほしいと願う。そして最後は次のように結ぶ。

前には三省は台下の私人たるも、既に台命を奉りて質を僕に執れば、則ち僕は台下と之れを共にするなり。僕は之れを撫すること慈母の如くし、而して之れを督すること嚴父の如くす。在三の誼、僕は其の二を有して、台下は其の一を有す。固より未だ始めより軽重する所有らざるなり。僕は生平一として他の長無し。祇だ此の善を好み悪を惡むの心、肺腑に切にして、故に明末に仕進するを肯んぜざるは、端に此

の為なるのみ。惟わくは高明の炤察されんことを。書は言を尽くさず。

外に十条を別幅に具ぶ。就ち来使を煩わして面稟せしめん。更に壹条有り、敢えて輕易に唐突せずして、已に使臣に口授すれば、必ずや能く上達せん。

「質を執る」は入門の意。「在三」は最も尊重すべき三種の人、つまり父・師・君。以前、三省は殿様ひとりの人間であったが、すでに殿様の命を受けて自分（舜水）に入門したので、今や自分と殿様が共有する人となった。自分は母親のように三省に愛情を注ぎ、父親のようにその勉学を監督・督促した。父・師・君の縁故のうち、自分が有するのは父と師の二つであるが、殿様は主君一つのみである。そもそも三省にとってどちらがもっと大切かという区別はないのである。自分には一つとしてすぐれたところが無いが、ただ善を好み悪を憎む気持ちだけは心に充ち満ちており、明末に仕官しなかったのも、もっぱらこうした性質ゆえである。ただご賢察を願いたい、と舜水はいう。

ほかに十箇条を別紙に記して、使臣より直接報告するようにことづけたとあり、さらに一箇条は輕易に記せないで口頭で使臣に伝えたのである。これらがいかなる内容であったかを知るすべはないが、おそらくは三省の江戸行きまたは今後の修学に関する具体的な提案であろう。ちなみに舜水は江戸に着いてまもなく安東省菴苑の書簡の中で光圀についてふれるとき、「三省の一事、此くの如き温言もて相い答うるを觀れば、必ずや士を好まざるの君には非ざるなり」と記した。「三省の一事」が何を指すかはわからないが、光圀が温かい言葉で答えてくれたとあるのを見れば、あるいは

三省の江戸同行に関する事、あるいは水戸藩に召し抱えられた舜水に小城藩の三省が引き続き従学することなどではあるまいか。

### 三 人材育成の目的

舜水に説得されて、直能は三省を舜水に随行させるため、再び長崎に行かせることにした。三省宛の舜水書簡からそのことが読み取れる。

三月二十日<sup>あた</sup>辺り、汝が親戚、道栄の所に至り、盛んに貴国王の汝を待するの恩ありて、汝をして学を卒えしめんとすることを述べ、二三日の内に即ち至らんとし、本と彼と同行せんと欲するも、渠の別処に公幹（公務）あるに因りて、汝をして道を枉げて随行せしむるに便ならず、故に相い携うるに及ばざるのみ、と云う。此れを聞きて甚だ喜ぶ。此れは是れ汝の莫大の幸いなり。後に劉宣義も復た汝が手書を持ち来たり、并びに玄貞に寄する所の書もあり。此れより日を逐い懸々として汝を望むに、何ぞ今に至ること又た二十許りの日にして、消息を見ざる。此れは是れ何の意故（わけ）なるか。或いは汝が身体寡薄にして、疾病有るか。然らずんば、汝、本より宜しく早に來たるべし。又た貴国王の厳限有れば、汝、何ぞ敢えて違玩せん。若し衣装を備えんと欲するに因りて、其の來たるを遅延とせば、則ち汝は志<sup>こころざし</sup>無き人にして、其の小物を貪り、其の大業を喪い、甚だ我の以て汝を愛する所の心に非くなり。

三省の親戚が唐通事の林道栄のところに来て、国王（直能）が三省に学

業を全うさせることにしたことを伝えた。三省が二、三日の間に長崎に戻って来ることを知った舜水は甚だ喜んだ。劉宣義も唐通事。玄貞は三省と同じく舜水に学んでいた中村顧言の字。三省からの手紙を受け取った舜水は三省の帰りを待ち続けたが、さらに二十日ほど経っても消息がないので心配になった。病気にかかったのか。そうでなければ、もちろん早く来たほうがよい。貴国主の厳しい制限もあることなので、おまえはどうしてそれに背いて怠慢であることができるか。もし江戸へ行くための衣装を用意するために遅くなっているのであれば、おまえは志のない人間であり、おまえを愛する我が心に背いている、と舜水はついに恨み言まで吐いてしまう。それほど三省の帰りを心待ちにしていたのであろう。

三月二十日頃からさらに二十日ほど経ったとあるので、書簡は四月中旬頃にしたためられたものと見られる。なお、この書簡の次の段落に「今に及ぶこと五十日」とあるので、三省が直能の使者と一緒に帰国したのは二月二十五日であることがわかる。その間、舜水は「三省は回りにて竟に信息（消息）無し。聞くに其の母、已に故す。或いは此れが為なるのみ。加賀公は、聞くに二十五日に入観す。未だ果たせるや否やを知らず」と二人のことを気にかけていた。

結果的に舜水は六月下旬に長崎を出発し、七月十一日に江戸に着いた。三省も同行したと見られる。その根拠の一つとして挙げられるのが、人見竹洞の舜水宛書簡の記述である。

且つ聞くに下僕を齎たずえて崎港（長崎）よりすれば、烏合うごうの衆は猿猱えんどう（さる）の如く羈き（馬のおもがいと手綱）に就かず。想うに夫れ然るのみ。翁（舜水）、且暮（朝夕）に起居すること便ならざるも、指麾（指

図）すれば僕に於いて特に勞せん。三省幼きと雖も性の温恵（温和恵順）なるを遐想すれば、前に使令するに足りて、以て嘉よす（楽しむ）べきを料知（推測）す。<sup>19</sup>

「遐想」は思いをはせること。すでに江戸に上った舜水との面会を果たした後の書簡であり、舜水から聴いた話をもとに、長崎から江戸に至るまでの長い旅路における生活の不便と無聊を、三省が慰めてくれたであろうことに思いを馳せる内容である。

江戸で舜水は水戸藩邸の中屋敷に住居を与えられ、三省は小城藩邸に宿泊しながら舜水のところへ通ったようである。舜水の三省宛書付からそのことが窺える。

昨日、宰相様、儒官を差つかわして賜うに珍饌を以てす。即ち来たして汝を呼びて薄暮を同ともにせんと欲するも、府中の門禁を擾みだすを恐れて止む。字到らば即刻此こに來たりて之れを嘗めよ。<sup>20</sup>

光圀から珍味を賜ったので三省を呼んで夕食をとにしたかったが、小城藩邸の門限を考えて諦め、翌日に誘っている。細やかな愛情と気遣いが窺える。しかし師のこのような深い愛情を十分に理解するには、三省の心が幼すぎた。そのことに舜水は苛立ちを覚え、省菴宛の書簡の中で、「三省は近来、頗る跳躍して、礼に循したがわず。小兒は馴なし難く敗れ易し。故に須すべく重慎すべきなり。且だ後來何如なるかを看るのみ」と苦惱を吐露している。また、三省本人にもたびたび叱咤激励の言葉をかけている。その一つを見てみよう。



其の子の聖と為り賢と為るを望むは、父の道なり。肖（賢明）なると不肖ふしょうなるとは、一いつに其の子の心に任す。汝を愛し汝を教うるは、師の道なり。教しえに率したがうと教しえに率したがわざるとは、一いつに汝の心に任す。若し之れを教もえて益有るや、前者さきの言、足らざるに非ざるなり。之れを教もえて益無きや、今日更に千万言を益すと雖も、何の益有らんや。我、汝において、多少の委曲いさやく、多少の苦心を費やす。汝、木石に非ざれば、寧いずくんぞ之れを知らざること有らん。

「委曲」は「委屈」に同じく、悔しい思い、嫌な思い。師の苦心を理解してくれない弟子に対するもどかしさが強烈に表れている。そしてこのようなどもどかしさはついに、三省の遊学を支える藩主直能にも向かうことになる。人見竹洞の舜水宛書簡に次のようにある。

且つ賀牧（加賀守直能）に寄する所の芬詰ふんじつ（戒め）も亦た一々いっじつ相違達す。翁の意を用うること鄭重なるを以て太はなはだ感有り。且つ謂う、伯養説、暇を以て健毫（健筆）を勞せん、珍重せんことを。三省、年幼きも、翁の盛教（盛んな教え）隆渥りゅうあく（手厚い恵み）なれば、其の成長有るを冀こいねがうのみ、と。

舜水が竹洞に直能への戒めの伝言を依頼したことがわかる。戒めの内容はわからないが、おそらく三省に關することであろう。直能は舜水の鄭重な心遣いに深く感動した。そして「伯養説」は時間の余裕があるときに書いてくださればよく、身体を大切にしてほしいと願った。また三省は幼い

が、先生の盛んな教えが手厚い恵みとなって、彼が成長することを願うのみであると、竹洞を介して舜水に伝えている。

このとき直能はすでに「伯養説」の撰文を舜水に依頼していたことがわかる。ただ「伯養説」の冒頭には、「峭城の守、朝散大夫藤公、名は浩、桜岡（小城公園の前身）に居するを以て、別に桜岡と号し、浩之と名のり、字は伯養と曰う。因りて余に請いて之れが記を為らしむ。余、乃ち先に之れが説を為りて可ならん」とあるので、もともと直能が舜水に求めたのは「桜岡記」であつたことが推測される。万治元年（一六五八）に直能はすでに木下順庵から「桜岡記」を撰してもらっていたが、その七年後、舜水にも同様の依頼をしたことがわかる。そして延宝三年（一六七五）には京都の公家衆や皇族に働きかけて、桜岡を詠んだ「岡花」和歌二十首の下賜を受けており、さらに江戸の林門に働きかけて「桜岡十境」「桜岡二十景」の漢詩文を作らせた。当代一流の知識人または文化集団の「文」の力を借りて、「桜岡」を小城鍋島家の家格を示すシンボルに仕立てあげることを目指していたのである。

しかし舜水は、見たこともない桜岡のことを書くよりは、自分の知っている伯養（直能）のことを書いて、己の考えを述べたかったのであろう。しかもそのことを事前に直能に伝えていたことが、前掲の竹洞書簡から読み取れる。では「伯養説」の一部を見よう。

余が門の弟子下川三省は、寒峻かんしんの子にして、僅かに能く俗に随いて数卷を咕嗶しよつひつ（読誦）するのみ。頭角の崢嶸そうけいたるもの有るに非ざるなり。

公の聖人の道を慕い悦び、特に此の子を抜きて余に従学せしむるは、登明選公と謂うべきなり。徒ただ之れに筆札（筆と紙）を給い、其の攻

苦を助くるのみに非ず、凡そ飲食、凡そ衣被（衣服と布団）、凡そ居処（住居）使令（召使い）、諸凡の須うる所の物、一として公の蔵府より出でざるは無し。世に之れ（人材）を養うことは是くの如き者有らんや。此の子方に稚弱にして、未だ其の干霄の予章と為るかを知らず、叢生の棘心なり。而して凱風の長に養うこと、迺ち是くの如く其れ至れるか。夫れ凱風は、夏なり。夏は、大なり。公は惟だ賢人を得て之れに与せざれば則ち己み、既に賢人を得て之れに与すれば、以て之れを養う所の道尽きざること有るかな。（略）夫れ周公の明聖を以て、必ず士を好みて後に是非の在る所を知る。今や民の父母と為る者、當に其の之れ（人材）を養うの道を審らかにすべし。慎みて其の棘を養いて、其の梧櫨を舍つること母かれ。慎みて小を養いて以て大を失うこと母かれ。

冒頭の部分は第一節でも引用したが、身分が高いわけでもなく才知がずば抜けているわけでもない三省を、敢えて抜擢して遊学させた直能の仁徳を称える。「登明選公」は明察して公正に人材を選抜すること。「攻苦」は苦心して勉学すること。「干霄」は空高くそびえること。「予章」は棟と梁に用いられる木材、転じて有能な人材。「棘心」は棘の木の芯、叢生して棘が多く、芯が弱くて長じ難いことから、稚弱な子どものたとえ。三省はいま幼く、将来、棟梁の材になれるかどうかはまだわからない。今はただ弱くて長じ難い棘の木の芯のような存在である、と舜水はいう。「凱風」は南風。『詩経』邶風・凱風の「凱風、南よりし、彼の棘心を吹く」を踏まえ、南風が弱い棘心を育てるように、直能が三省を育てていることをいう。

「士を好みて後に是非の在る所を知る」とは、周公旦が言ったとされる

「人皆な我を以て越踰して士を好むと為す。然らば故に士至り、士至りて後に物を見、物を見て然る後に其の是非の在る所を知る」（『荀子』堯問篇）を踏まえ、君子は人材を得てはじめて物事の是非がわかるという意。君子にとつての人材の大切さを説いたものである。だから民を養う者は、人材を養う道をしつかり会得すべきである、と舜水はいう。

傍線部は『孟子』告子上の「今場師有り、其の梧櫨を捨てて、其の棘を養わば、則ち賤場師と為さん」と「其の小を養いて以て大を失う」を踏まえる。「場師」は植木屋、「棘」は酸棗と棘、ともに雑木。「梧櫨」は梧桐と楸、ともに良木。人材育成に関する戒めを述べる。君子にとつて人材は必要不可欠であるが、その育成においては良材と雑木を間違えてはならず、小さきものを養ってかえって大きくなるものを見失ってはいけないという。どのような人材を育成するか、その最初の見極めと目的を誤ってはいけないということである。一連の文字の行間には、この時期の三省に対する失意が滲み出ている。

「伯養説」は「咸臨閣記」の題で『直能公御年譜』にも収められており、文末に「乙巳年重九前二日 明舜水通家侍生朱之瑜魯輿頓首拝撰書」とあるので、寛文五年九月七日に執筆が終わったことがわかる。江戸に移ってから二ヶ月が経った頃である。十六歳の少年三省の反抗期であったのかもしれない。

では、『舜水先生文集』に収められた直能宛の最後の一通の手紙を見よう。「与鍋島直能書二」である。

春間、水戸より回り、（略）且つ仲春比屋（軒並み）の災いあり、回禄（火災）貴邸に及べば、亦た當に之れが為に慰藉すべきも、（略）且つ

台駕、国に就くも、亦た邸に造りて送別する能わず、(略)七夕の前、盛使遙かに臨む。翰教を捧読し、旌旄の前月初五日に鎮に莅み、(略)三省も亦た驥に附きて平安たるを知り、深く遠懷を慰む。

冒頭の記述により寛文八年(一六六八)の書簡であることがわかる。舜水は前年八月に水戸へ行き、この年二月に江戸に戻っていた。二月一日に江戸で大火事が起き、小城藩の上屋敷も類焼した。直能は五月上旬に江戸を発ち、六月五日に佐賀城西丸に帰着した。書簡の内容から三省も同行したことがわかる。「旌旄」は旗、ここでは大名行列を指す。「驥に附く」とは同道すること。傍線部により、直能が舜水のところに使者を送ったこと、本書簡はその礼状であることがわかる。書簡はさらに次のように続く。

旧日、三省来たりて荒斎に学びしに、愚未だ台臺の僕たるを知らざれば、台臺の託に辜くことを恐れて、過督して以て尤を招くを免れざるなり。若し早に其の詳しきを知らば、務めて寛縦を為し、愚も亦た神を勞するを致さず、弟子も又た適意多く、彼此、豈に甚だ便しからざらんや。今之れを悔ゆるも及ぶ無きのみ。家に仕る者は僕たりと曰うと雖も、然れども終に僕隸下人とは間有るなり。

「荒斎」はわが書斎の謙称。「過督」は監督が厳しすぎることを。「神を勞する」とは精神を疲らすこと。文脈から推測すると、どうやら舜水はこのとき初めて三省が直能の「僕」であることを知ったようである。そこで、もし最初からその事情を知っていたならば、厳しく指導することもなかった

のにと悔いている。しかし舜水のこの悔いを、単に字面どおりに解釈してよいだろうか。悔いは悔いでも、後悔というよりは悔しさの方が大きいのではないだろうか。

舜水は正直なところ、直能に三省を「僕」としてではなく「臣」として用いてほしかったはずである。「直能公御年譜」には「(下川三省)数年を経て唐学も大抵成就之後、無足にて儒業相勸居候」とあり、この身分を指して漢文では「僕」と表現したのであろう。三省がもともと高い身分の出身ではなく、また始めからずば抜けた才知の持ち主ではなかったとはいえ、舜水からすれば心血を注いで育てた弟子が「臣」ではなく「僕」として仕えていることには、心底悔しかったはずである。しかし三省の育成を全面的に支えてきた直能に、その不本意な心中をさらけ出すことも憚られるので、このような屈折した書き方になったのではあるまいか。最後の傍線部は、直能に伝える言葉であると同時に、自分に言い聞かせる言葉でもあったはずである。直能には三省を「僕隸下人」と同等に扱ってほしくないといい気持ちは伝えなかったものであろうし、自分には三省が「僕隸下人」と同等に扱われるはずはないと言いつけさせることによって慰めを得たかったのであろう。

直能の人材育成の目的が結局、儒学や詩文に造詣のある「僕」を得るためであったとわかったとき、舜水は大いに戸惑い、葛藤に苦しんだに違いない。そして思わず同じく人材育成に熱心だった前田綱紀や水戸光圀と比べたことであろう。しかし小城藩は加賀藩や水戸藩とは比べものにならないほどの小藩であり、しかも佐賀藩の一支藩である。むしろ三省が加賀藩や水戸藩の若者たちと肩を並べて舜水に学ぶことができたのが一種の奇跡であったのかもしれない。

## おわりに

小城藩二代藩主鍋島直能と朱舜水の交流について、書簡を中心に見てきた。直能が舜水の滞在許可にかかわったとする既存の説は、もはや根拠のないものとなった。下川三省に対する舜水の評価についても、本稿では先行研究とは異なる見解を提示した。なお本稿では直能と舜水の交流に焦点をあてた結果、直能の思惑や舜水の葛藤、そして主君と師の間で揺れる三省の立場などのさまざまな人間模様が浮き彫りになった。ことに江戸での三省の教育をめぐる舜水の苦悩、直能への忠告、三省が直能の「僕」であることを知ったときの戸惑いと悔しさなどは、先行研究では見えてこなかった部分である。紙幅の都合により、より深く掘り下げて論じることができなかった点については、また別の機会を待ちたい。

【付記】査読委員及び柳川古文書館にて長年、朱舜水書簡の整理と研究に携わった田渕義樹氏（現在は中国浙江大学人文学院日本文化研究所兼任教授）からのご指摘を受け、書き改めた箇所がある。貴重なご意見を賜ったことに心より感謝申し上げます。本研究は科研費J P 1 8 K 0 0 2 8 2 の成果の一つである。

## 〈註〉

- (1) 『千葉商大論叢』四十九巻一号、二〇一一年九月。
- (2) 『千葉商大紀要』五十二巻一号、二〇一四年九月。
- (3) 石原道博『朱舜水』一〇三頁。

- (4) 朱全安「藩儒下川三省の登用にみる小城藩漢学教育の端緒」、五一頁。同「江戸前期における生きた漢語の摂取に対する林家の姿勢―寛文期を中心に―」八六頁。
- (5) 梁啓超「朱舜水先生年譜」は朱謙之整理『朱舜水集』に附録として収められている。

- (6) 朱舜水書簡（安東家史料一二五八）、柳川文化資料集成第二集（五）『安東省菴集書簡編』（柳川市、二〇一五年）八九頁翻字、三一五頁影印。

- (7) 松浦章「朱舜水日本来航時の日中文化交流」（『東アジア文化交渉研究』第四号、関西大学文化交渉学教育研究拠点、二〇一一年三月）三四八頁。

- (8) 舜水はそれまで計七回ほど長崎に来航していた。

- (9) 前掲注（7）。

- (10) 朱舜水書簡（安東家史料一二三一）、柳川文化資料集成第二集（五）『安東省菴集書簡編』六〇頁翻字、三〇三頁影印。

- (11) 「下川文蔵（三省）親ハ下川五右衛門と申、小頭通二居候処、惣領文蔵学問方器用可有之、直頼公被聞召、学問為稽古十五歳より長崎二被差越、舜水へ被相附」（『直能公御年譜』、『佐賀県近世史料』第二編第一巻、佐賀県立図書館、二〇〇九年、八一―三頁）。下川家のことについては、野口朋隆「小城藩における政治と教育―藩校興譲館の設立と文武修行―」（生馬寛信・青木歳幸編『小城の教育と地域社会』、佐賀大学・小城市交流事業特別展図録、佐賀大学地域学歴史文化研究センター、二〇一〇年）に詳しい。

- (12) 「伯養説」、朱謙之整理『朱舜水集』四五二頁

- (13) 「三省穎悟、亦中人耳。喜其氣質温雅、已及一月、未望一見。其跳躍頑梗之意、亦少能解事。倘循此不変、将来□可有成。以其初離父母、目下待甚□也」（朱舜水書簡、安東家史料一二三六、柳川文化資料集成第二集（五）『安東省菴集書簡編』六五頁翻字、三〇六頁影印）

- (14) 朱全安氏は次のように解釈した。「三省は聡明活発な可愛らしい子であり、とりわけ彼の氣質温和な性格はたいへん好ましいが、およそ一か月間、舜水は三省に会っていない。三省は浚刺として意地っ張りな面もあるが、世の中の事を少しは理解している。もしこのまま続ければ、将来は物事を成就できるであろう、と旧暦の十二月三日の書中で三省の様子を描き出している。」（藩儒下川三省の登用にみる小城藩漢学教育の端緒）五三頁）

- (15) 「与安東守約書」、公益財団法人徳川ミュージアム所蔵『舜水先生外集』巻二、柳

- 川文化資料集成第二集(五)『安東省菴集 書簡編』二五三頁。
- (16) 「与安東守約書」十一、朱謙之整理『朱舜水集』一六一頁。
- (17) 「与下川三省書一」、朱謙之整理『朱舜水集』三三三頁。
- (18) 「答守約書」、公益財団法人徳川ミュージアム所蔵『舜水先生文集』(省菴本)、柳川文化資料集成第二集(五)『安東省菴集 書簡編』二六四頁。
- (19) 「人見竹洞寄朱舜水書」、国立国会図書館「人見文庫」蔵、徐興慶編注『朱舜水集補遺』(台湾学生書局、一九九二年)八〇頁。
- (20) 「朱舜水寄下川三省筆語」(祐徳稲荷神社中川文庫蔵『舜水問答』所収「示門人下川三省」、徐興慶編注『朱舜水集補遺』一七三頁。
- (21) 「与安東守約書十一」、朱謙之整理『朱舜水集』一六一頁。
- (22) 「与下川三省書三」、朱謙之整理『朱舜水集』三三五頁。
- (23) 「人見竹洞寄朱舜水書」、国立国会図書館「人見文庫」蔵、徐興慶編注『朱舜水集補遺』八〇頁。
- (24) 木下順庵の「桜岡記」と林門の「桜岡十境」「桜岡二十景」については、拙稿「『桜岡』という文化装置―京の雅みやびを肥前小城に―」(三ツ松誠・村上義明編『京の雅と小城藩』、佐賀大学・小城市交流事業特別展図録、佐賀大学地域学歴史文化研究センター、二〇一九年)の中で論じており、公家衆や皇族の「岡花」和歌二十首については、井上敏幸「直能の和歌」(白石良夫・青木歳幸編『小城藩と和歌』直能公自筆「岡花二十首和歌」の里帰り)『佐賀大学・小城市交流事業特別展図録、佐賀大学地域学歴史文化研究センター、二〇一三年』に詳しい論述がある。
- (25) 『佐賀県近世史料』第二編第一巻、七九九〜八〇〇頁。ただ、一部が省略されている。
- (26) 『直能公御年譜』、『佐賀県近世史料』第二編第一巻、六二九頁。二月朔日に江戸で大火事に遭ったことも記されている。
- (27) 『佐賀県近世史料』第二編第一巻、八一三頁。